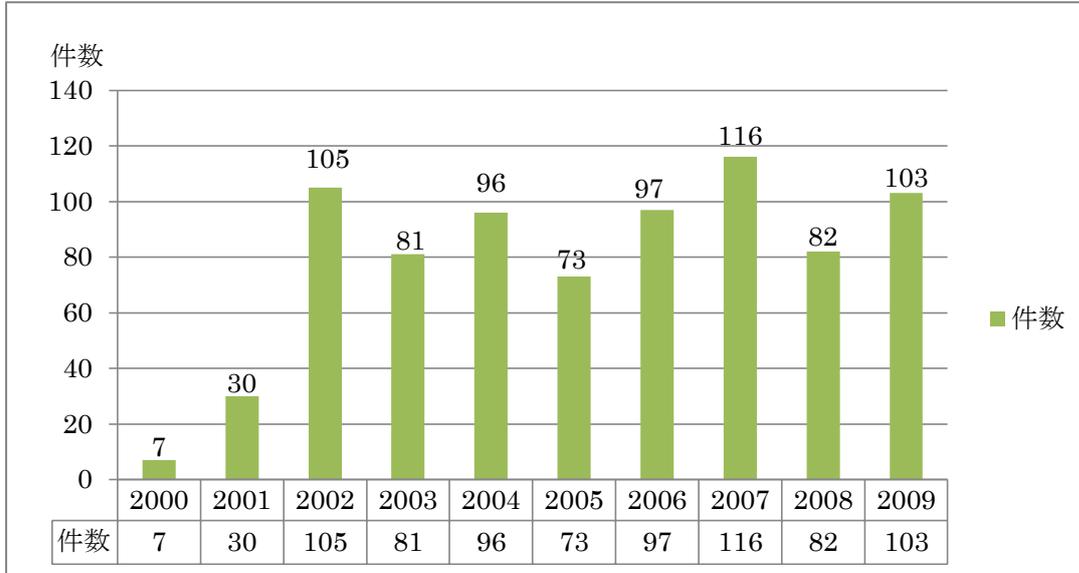


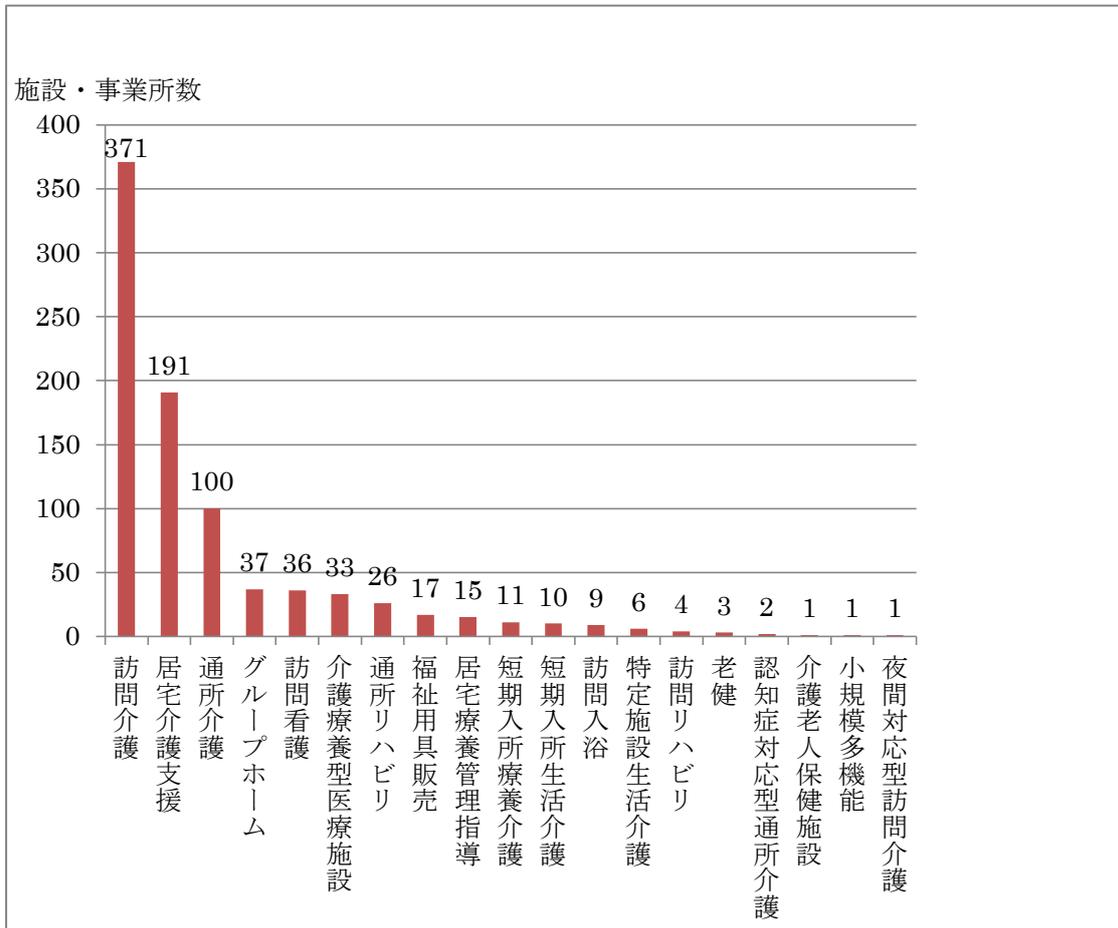
指定取り消し処分のあった介護保険施設・事業所内訳

厚労省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料について  
(平 24 年 2 月 23 日)

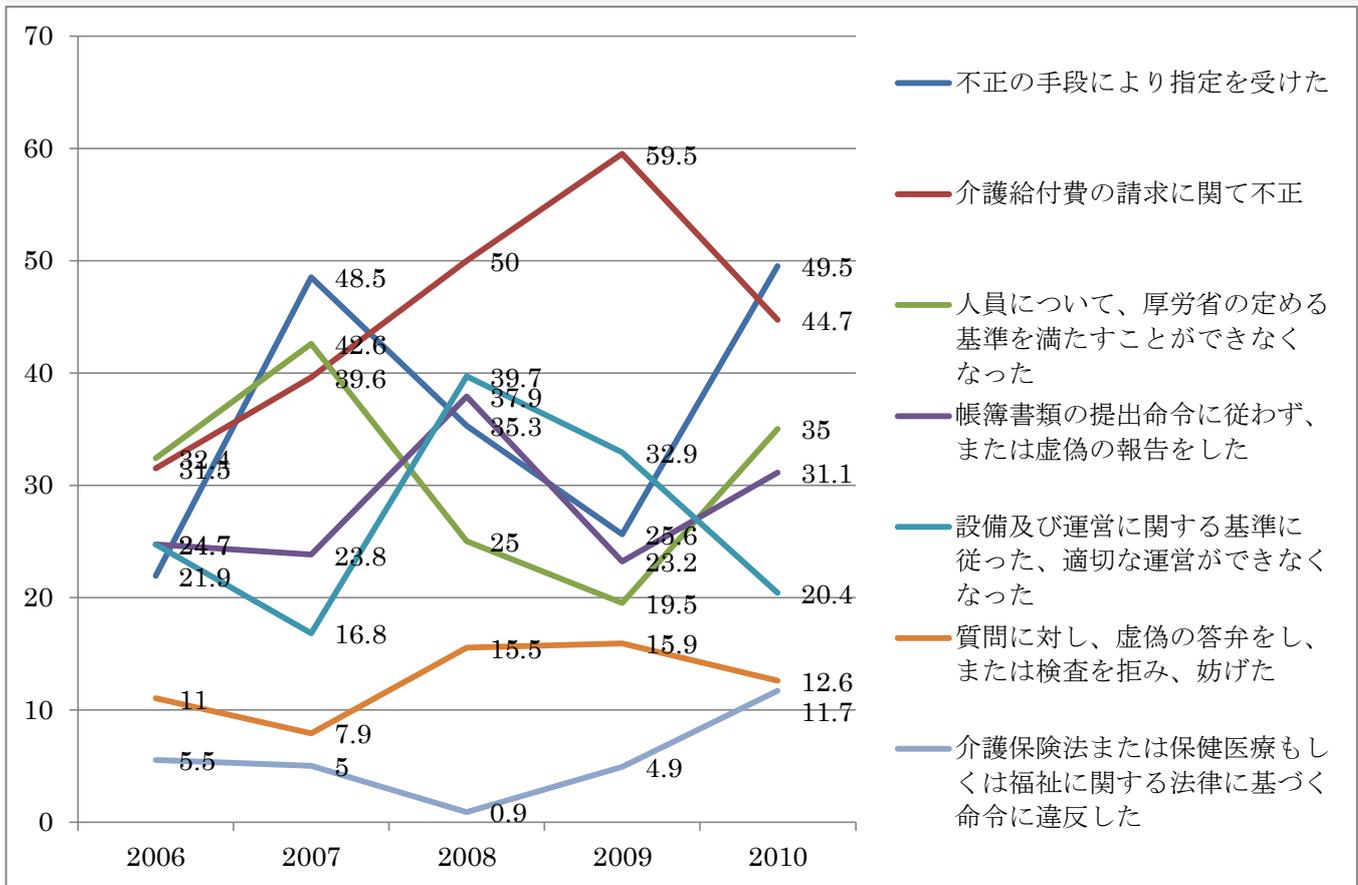
年度別



サービス種別



取り消し事由の年次推移



取り消し事由の年次推移

取消事由	根拠条文	違反事例
人員について厚労省で定める基準を満たすことができなくなった	第 77 条第 1 項 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネである計画作成担当者が長期にわたり不在であった</li> <li>・指定時から管理者が未配置</li> </ul>
施設及び運営に関する基準に従った運営ができなくなった	第 77 条第 1 項 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント、モニタリングの未実施</li> <li>・利用者に対して訪問介護計画の説明が行われず、同意も得ていない</li> </ul>
介護給付費請求に関して不正	第 77 条第 1 項 第 5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には提供していない訪問介護サービスについて訪問介護を提供したかのような介護記録を作成し、介護給付費を請求した</li> <li>・看護職員数が人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算せず介護報酬を請求した</li> </ul>
帳簿書類の提出命令に従わず、または虚偽の報告をした	第 77 条第 1 項 第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実と異なる内容の介護記録であることを知りながら、当該記録を監査時に報告した</li> <li>・虚偽の出勤簿、給与支払い明細書を報告した</li> </ul>
質問に対し虚偽の答弁をし、または検査を拒み続けた	第 77 条第 1 項 第 7 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査時に、実際には人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準を満たしているとの虚偽報告をした</li> </ul>
不正の手段により指定を受けた	第 77 条第 1 項 第 8 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サー責について施設に勤務しているにもかかわらず常勤勤務できるものとして申請、指定を受けた</li> <li>・就業予定のない管理者及び訪問介護員の名義等を使用し、不正に指定を受けた</li> </ul>

●介護保険制度が施行された当時[2000年]は指定取り消し事業所数が少ないが、年々増加している。

当時、規制緩和により高齢者福祉の分野でも民間が参入出来るようになった。その結果、介護サービスを行う事業所は年々増加の一途をたどった。

これに伴い、厚労省は当時、介護を担う量の確保を重点的に行っていた結果、指定取り消しの件数が少なかったためと思われる。

ところが、介護保険が施行されたのち数回の介護保険改正で、厚労省は「介護の量」⇒「介護の質向上」へと政策目標を方向転換した結果、次第に都道府県の実地指導が重視され、指定取り消しの処分を受けた事業所が増えてきたものと思われる。

◆指定取り消しの処分を受けた原因が介護報酬の不正請求によるものが一番多い

コムソンの不正請求が明るみに出て以来、常に介護報酬の不正受給による指定取り消しが上位を占めている。

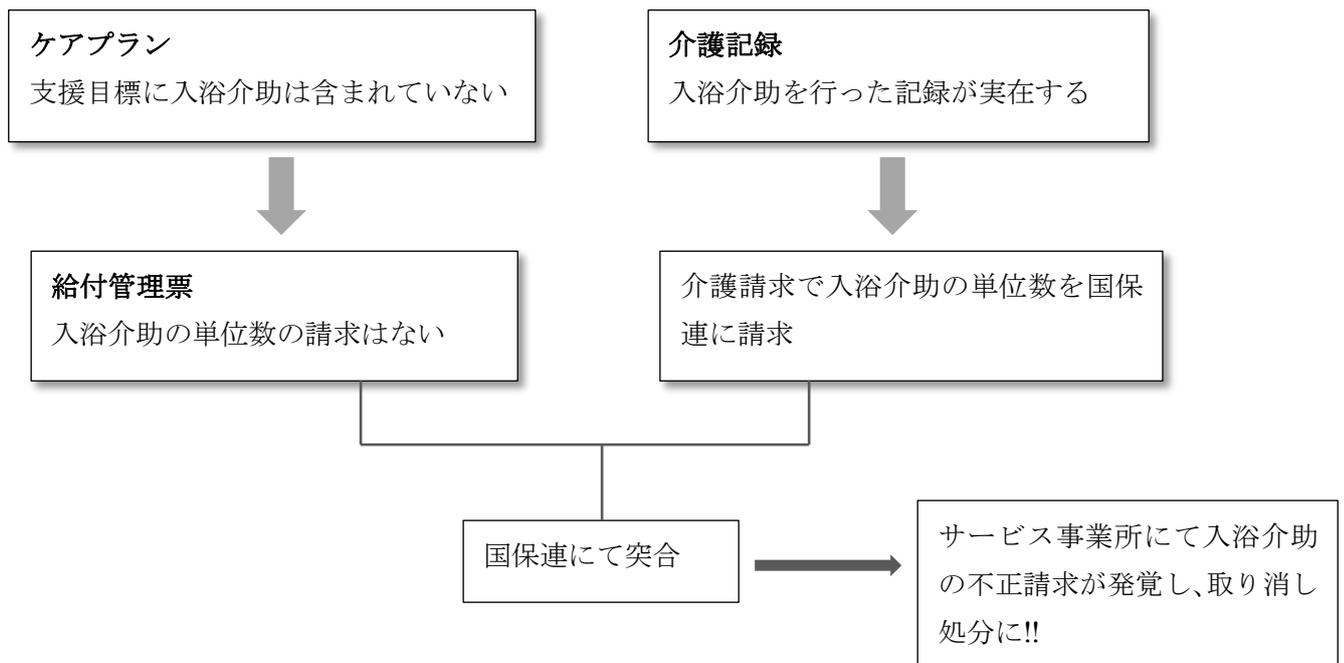
これは年々、介護保険の改正で事業所に入ってくる介護報酬が少なくなってきており、施設の経費のほかスタッフの給与支払いに困難をきたしているなど、事業所の経営困難からやむを得ず不正受給に走ってしまうことがこの資料からうかがえる。

◆指定取り消しの処分を受けた理由に介護記録が入ってきている。

介護記録は常にケアマネージャーから交付されたケアプランの支援目標に沿って書かなければならない。

このケースは主に介護記録が介護報酬の不正請求につながったものと思われる。

【例 入浴介助】



この資料から現在の介護現場が経営的に困難をきたしていることが容易に推測できる。

これは、厚労省の政策目標が「介護の質向上」を掲げ、精力的に推し進めていることに他ならない。

その結果、行政による監督が強化され、不正は絶対許さない！という観念が出来上がっているからだと推測される。

昨年の介護保険改正で労働基準法の厳格化が明言された。つまり行政の参入が今まで以上に拡大しているのだ。

これは何を物語るのか、これまで以上に行政による実地指導が重視され、取り消し処分を受ける事業所が増加してくることを意味しているのではないと思われる。